○国土交通省告示第百八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年二月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－584号	防火戸（Ｂ０級）	ＳＨＩＮＫＯＨ　16－Ｂ－０	シンコウ株式会社	東京都品川区南品川二丁目2番7号
第Ｆ－585号	防火戸（Ａ０級）	ＳＨＩＮＫＯＨ　11－Ａ－０	〃	〃

○国土交通省告示第百八十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年二月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－596号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	ＫＳＡＡ	川重車両コンポ株式会社	兵庫県神戸市兵庫区和田山通二丁目12番14号

○気象庁告示第二号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十五日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第17502号	転倒ます型雨量計の感部ＲＳ－Ｎ52	東京都目黒区自由が丘二丁目22番3号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成29年3月6日
第17503号	風車型風速計の感部（デジタル型のもの）（微風速）ＷＳ－ＢＮ６Ｓ	東京都目黒区自由が丘二丁目22番3号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成29年3月6日

○環境省告示第二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、若狭湾国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省及び福井県庁に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月十五日

環境大臣　山本　公一

一　削除する区域

福井県大飯郡高浜町大字安土及び大字下車持の地先海面の一部

福井県大飯郡おおい町大字大島及び大字成海の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、若狭湾国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び福井県庁に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月十五日

環境大臣　山本　公一

一　次の保護施設を追加する。

種類	位置
自然再生施設	福井県三方郡美浜町及び福井県三方上中郡若狭町

二　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	福井県敦賀市（常宮）
園地	福井県三方上中郡若狭町（長尾島）
野営場	福井県三方上中郡若狭町（常神）
博物展示施設	福井県三方上中郡若狭町（常神）
園地	福井県小浜市（須ノ浦）
園地	福井県小浜市（志積）
園地	福井県小浜市（西小川）
宿舎	福井県小浜市（青井）

三　次の単独施設を追加する。

種類	位置
博物展示施設	福井県三方上中郡若狭町（鳥浜）
園地	福井県大飯郡高浜町（安土山）
園地	福井県大飯郡高浜町（城山）
園地	福井県大飯郡高浜町（難波江）

四　次の歩道を削除する。

福井県三方上中郡若狭町（気山）から同町（鳥浜）まで

五　次の歩道を追加する。

福井県三方郡美浜町（久々子）から福井県三方上中郡若狭町（鳥浜）まで

六　公園計画を表示した図面（省略）

○関東地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百五十二号調布都市計画道路事業三・四・七号喜多見国領線

三　事業施行期間　自平成十九年七月十二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし